

## 平成22年度 政策アセスメント結果（評価書）

平成23年3月31日

国土交通省

国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～（平成21年6月16日制定）附則に基づき、政策アセスメント（事業評価方式）を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。なお、本評価書は、平成23年度予算概算要求等に係る事前評価書（平成22年8月27日）に必要な修正及び追加を行ってとりまとめたものであるところ、特に修正等のない事前評価票については、掲載を省略した。

### 1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案にあたり、真に必要な質の高い施策の厳選するものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等（予算、法令等）や、既存の施策等のうち、その改廃等を図ろうとするものを対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

#### （評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。「ロジカル・フレームワーク」とは、具体的には以下の①から④のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

- ①目標と現状のギャップ分析
- ②現状が目標を達成していないことの原因分析
- ③目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す
- ④当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する社会的費用と効果等について説明し、有効性については、目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを説明する。さらに、事後検証の実施方法及び時期を明らかにする。

#### （第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

### 2. 今回の評価結果について

今回は、平成22年8月に作成した評価書に修正を加えた。施策の一覧は別添1、評価書の様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

## 政策アセスメント 施策一覧

No	施策等名	ページ
政策目標 7. 都市再生・地域再生等の推進		
1	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援	1
政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
2	既存測量成果の活用方策検討調査の創設	4

【No.      】

( 1 / 2 )

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等			
担当課	・ ・ 局 ・ ・ 課	担当課長名	課長      ・ ・ ・ ・
施策等の概要	対象施策等の内容を簡潔かつ明確に記載。 予算関係、税制関係、法令関係等の区別を明確に記載。		
施策等の目的	対象施策等の目的を簡潔かつ明確に記載。		
政策目標	どの政策目標の実現に資するかを明記。		
施策目標	どの施策目標の実現に資するかを明記。		
業績指標	どの業績指標に関連するかを明記。		
検証指標	関係する業績指標がない場合、当該施策等が目的を達成したか否かを事後に明らかにするために設定。		
目標値	業績指標又は検証指標の目標値を記載。		
目標年度	業績指標又は検証指標の目標年度を記載。		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 目標と現状のギャップを明示。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> ギャップが生じている原因を分析。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 目標を達成するためには、現在のシステムの見直しや改善が必要であること（＝政策課題）を明示。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b> 政策課題を解決するための具体的手法・手段を提示。</p>		
社会的ニーズ	対象施策等が社会や国民等のニーズに適っていることを説明。		
行政の関与	行政の関与の必要性を説明。		
国の関与	国の関与の必要性を説明。		

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等の 効率性		
本案	費用	対象施策等の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	対象施策等の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	対象施策等の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
代替案	概要	対象施策等以外の選択肢（代替案）設定し、その内容を説明。
	費用	代替案の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	代替案の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	代替案の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
本案と代替案の比較		対象施策等と代替案の比較を可能な限り定量的に記載。
施策等の 有効性		施策等の実施による効果が、業績指標又は検証指標の目標値の達成にどの程度寄与しているかを明示。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見</li> <li>・ 関連する閣議決定、施政方針演説等における位置づけ</li> <li>・ 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの</li> <li>・ 政策レビュー、政策チェックアップ等との関係</li> <li>・ 事後評価又は事後検証の実施方法及び時期 等</li> </ul>

【No. 1】

## 政策アセスメント評価書（個票）

施策等	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援		
担当課	都市・地域整備局 まちづくり推進課	担当課長名	課長 栗田 卓也
施策等の概要	<p>我が国の都市の国際競争力強化等の観点から、都市再生特別措置法により国が指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において作成される整備計画に基づき、国家的・広域的な観点から国として支援すべき都市拠点インフラの整備について補助を行う。（予算関係、法令関係）</p> <p>【予算要求額：6, 100百万円】</p> <p>【都市再生特別措置法の一部を改正する法律案】</p>		
施策等の目的	<p>成長著しいアジア各国の都市との競争の中で、中国、シンガポール、韓国等においては、特区を指定するなど国を挙げて積極的な都市開発を推進しており、我が国の都市においてはアジアの中核拠点としての競争力が急激に低下しつつある。このため、我が国の国際競争力の強化を目指して、国家的・広域的な観点から大都市の都市拠点インフラの整備を早急に進め、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成を図る。</p>		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	26 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	都市再生緊急整備地域において国際競争拠点都市整備事業等により民間開発事業等を促進した地域の総面積		
目標値	1, 200ha		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b></p> <p>成長著しいアジア各国の都市と比較して、我が国の都市は空港アクセス、災害リスク等において低い評価となっており、上海、シンガポール等の都市が躍進する一方で、アジアの中核拠点としての国際競争力が急激に低下しつつある状況である。</p> <p><b>ii 原因の分析</b></p> <p>上海、シンガポール等の都市は、特区を指定するなど国を挙げて積極的な都市開発を推進しているが、我が国においては現在、国際競争力の強化に寄与する都市拠点インフラの整備を短期間に集中的に実施する国の取り組みが十分ではないこともあり、アジア諸国に比べて遅れをとっている。</p> <p><b>iii 課題の特定</b></p> <p>我が国の国際競争力の強化を目指して、国家的・広域的な観点から大都市の都市拠点インフラの整備を早急に進め、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成を図る必要がある。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b></p>		

		<p>国際競争力強化等の観点から、都市再生特別措置法により国が指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において作成される整備計画に基づき、国家的・広域的な観点から国として支援すべき都市拠点インフラの整備について補助を行う。</p>
	社会的ニーズ	<p>新成長戦略（平成22年6月18日）において、大都市は国の成長の牽引役としての役割を果たしてきており、他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進していることから、国として国際的、広域的な視点を踏まえ、成長の足がかりとなる、投資効果の高いインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要があること等が示されている。</p>
	行政の関与	<p>国家的・広域的な観点から必要となる公共性の高い都市拠点インフラの整備については、行政の関与が必要不可欠である。</p>
	施策等の効率性	
本案	費用	<p>6, 100百万円（平成23年度予算要求額） 国際競争拠点都市整備事業推進に係る事業費</p>
	効果	<p>国際的・広域的な見地から、民間開発等と連携しつつ都市拠点インフラの整備を短期間に集中的に実施することにより、効率的・効果的に国際競争拠点都市の形成が図られ、国際競争力が強化される。</p>
	比較	<p>地域を限定して短期間に集中的に事業を実施することにより、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成を早期に実現することができ、事業完了後、長期間にわたり施策効果が得られるため、費用に見合った十分な効果が得られる。</p>
代替案	概要	<p>社会資本整備総合交付金事業により、都市拠点インフラの整備を行う。</p>
	費用	<p>社会資本整備総合交付金事業により、都市拠点インフラの整備に必要な事業費。</p>
	効果	<p>地方公共団体が策定する計画に基づき、平均的なペースで都市拠点インフラの整備が行われ、一定の都市拠点の形成が図られる。</p>
	比較	<p>事業完了後は、都市拠点インフラの整備により、都市拠点の形成が図られ、費用に見合った効果は得られる。 しかし、事業期間等は地方公共団体の財政状況等に影響されるため、事業効果が必ずしも早期に発揮されるとは限らない。</p>

<p>本案と代替案の比較</p>	<p>本案は、国際競争力の強化等の観点から、都市再生特別措置法により国が指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において作成される整備計画に基づき、国家的・広域的な観点から国として支援すべき施設整備に限定して、短期間・集中的に補助を行うものである。</p> <p>したがって、代替案と比較して効率的・効果的に国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成が図られ、国際競争力の維持・向上に資することができる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策を実施することにより、民間の活力やノウハウを活かしつつ、国際的に魅力ある国際競争拠点都市の形成に向けて都市基盤整備等が推進されるため、都市再生・地域再生の推進に寄与し、十分な有効性を有する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</li> <li>○国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）においても、我が国のポテンシャルの高さを世界に発信可能な大都市において、多様な機能が備わった都市拠点の形成により、激化する国際都市間の競争に勝ち抜き、人、モノ、カネ、情報と呼び込むアジアの拠点、イノベーションセンターを目指すこと等が示されている。</li> <li>○外部要因として、民間開発事業等は経済情勢の影響を受けやすいこと等があげられる。</li> </ul>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	既存測量成果の活用方策検討調査の創設		
担当課	土地・水資源局 国土調査課	担当課長名	課長 角南 国隆
施策等の概要	<p>土地取引等の基礎として利活用される登記所備え付けの図面のうち、一部については明治時代に作成された図面（公図）が利用されていることから、国土交通省が保有する公共事業等の用地取得図の一部を対象として必要な補正を加え、それらの図面を公図と差し替えることで、より精度の高い図面として活用を図るための検討調査を実施する。（地籍が一定程度明らかになることから、地籍調査実施済に準ずる地域として位置付け、当面は地籍調査の実施が不要となる。）（予算関係）</p> <p>【予算要求額 30百万円】</p>		
施策等の目的	公共事業の際に整備される精度の高い測量成果を地籍整備に有効活用し、登記所備付の図面をより精度の高い図面へと差し替えることにより、土地取引や各種開発事業等の実施の円滑化を図ることが可能となる。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	37 地籍の整備等の国土調査を推進する		
業績指標	199 地籍が明確化された土地の面積		
検証指標	—		
目標値	161千km <sup>2</sup>		
目標年度	平成31年度		
施策等の必要性	<p><b>i 目標と現状のギャップ</b> 公共事業等の際には、精度の高い測量が行われているものの、その成果が地籍整備に有効活用されておらず、登記所には依然として精度の低い図面が公図として備え付けられたままとなっている。</p> <p><b>ii 原因の分析</b> 公共事業等の際に整備される境界情報は、そのままでは登記所に備え付ける図面としての条件を満たしていないため、地籍整備に活用されていない。</p> <p><b>iii 課題の特定</b> 既存測量成果を活用して、登記所備付図面をより精度の高い図面へと差し替えることにより、地籍整備の促進を図ることが必要である。</p> <p><b>iv 施策等の具体的内容</b> 国土交通省保有の用地取得図に必要な補正を加え、登記所備付の図面をより精度の高いものへと差し替えるための検討調査を実施する。</p>		
社会的ニーズ	地籍調査の進捗が遅れているため、早急に地籍の整備を促進し、土地取引等の円滑化を図る必要がある。		

	行政の関与	地籍整備で調査を行う筆界は元々行政が定めた土地の境界であり、これらを明確にするためには、行政の関与が不可欠である。
	国の関与	全国の地籍整備を計画的に実施することは国の責務であり、国が保有する既存の情報を地籍整備に活用し、土地境界をめぐるトラブルを未然に防止するため、国が主体となり施策を講じる必要がある。
施策等の効率性		
本案	費用	既存測量成果を収集し、精度確認、補正等を実施し、精度の高い図面を作成するための経費（約150万円/km <sup>2</sup> ）
	効果	既存の測量成果を活用するため、安価で精度の高い図面を早期に登記所に備え付けることができ、土地取引等における境界紛争の未然防止等が図られる。また、当面は地籍調査の実施が不要となる。
	比較	既存成果を活用するため、低コストで精度の高い境界情報を早期に整備することができる。
代替案	概要	地籍調査を実施する。
	費用	地籍調査に要する費用・時間がかかる。（約1400万円/km <sup>2</sup> ：地籍調査の全国平均）
	効果	土地取引の際に境界紛争の未然防止等が図られる。
	比較	地籍調査の実施により、精度の高い境界情報を整備することができる。
本案と代替案の比較		既存測量成果の活用により、当該区域における境界情報をより小さい費用で実施することが可能となる。また、代替案に比べ効率的に境界情報が明確化されるため、土地取引の際の境界紛争防止効果が早期に発現する。よって費用が小さく効果が大きいことから本案がより効率的である。
施策等の有効性		本施策の実施により、効率的に正確な境界情報を整備することができ、地籍が明確化された土地の面積を増加させるという業績指標の達成に寄与することが見込まれる。
その他特記すべき事項		<p>○第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）（抄）</p> <p>・「国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても、活用を促進する。」</p> <p>○行政事業レビュー公開プロセス（平成22年6月8日）</p> <p>・取引等の機会をとらえた取組により効率化ができないか検討が必要とされた</p> <p>○平成24年度政策チェックアップ（平成25年度実施）により事後評価を実施</p>